

災害用井戸施策実態調査結果

内閣官房水循環政策本部事務局
2025年2月4日



水循環ロゴマーク

令和6年能登半島地震において、被災直後の生活用水をはじめ、代替水源の確保の課題が見られたことを踏まえ、令和6年6月に防災基本計画を改正し、市区町村は、指定避難所において、「入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保」も含め、必要な措置を講じるよう努めることとされました。また、令和6年8月には水循環基本計画を見直し、非常時における代替水源としての地下水等の有効活用を推進することとされました。

このような状況を踏まえ、内閣官房水循環政策本部事務局では、全国の市区町村における災害用井戸の取組を推進していくための基礎情報として活用するために、実態調査を実施しました。

(1)調査期間 : 令和6年11月11日～令和6年12月20日

(2)調査対象 : 1,741市区町村(東京23区含む)

(3)回答状況 : 【有効回収数】

市区町村: 1,490(回答団体数) / 1,741(団体数) 85.6%

(※注意事項)

- ・本調査は、調査期間中に内閣官房水循環政策本部事務局に提出された回答をもとに分類・整理したものであり、数値等は、今後、変わることがある。
- ・結果数値(%)は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にならない場合がある。
- ・自由記載については、類似の意見をまとめる等の記載をしているため、原文のままではない。

(参考)

- ・「災害用井戸」とは、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、これを補完する応急用の飲料水又は生活用水として地域住民に提供する井戸。「災害時協力井戸」、「震災対策用井戸」、「井戸水提供の家」等の特定名称がついているものが多いが、民間企業と井戸水提供の協定を締結することなどにより、災害時の利用を予定している井戸も含まれる。
なお、災害時にのみ利用する水源だけではなく、普段から利用している水源も含めるものとする。
- ・「公共の災害用井戸」とは、市区町村が管理している災害用井戸。
- ・「民間所有の災害用井戸」とは、個人及び企業が所有している井戸を災害用井戸として、市区町村が登録しているもの。

災害用井戸の取組状況について [全体]

○災害用井戸の取組を行っている市区町村は、全体の約32%であった

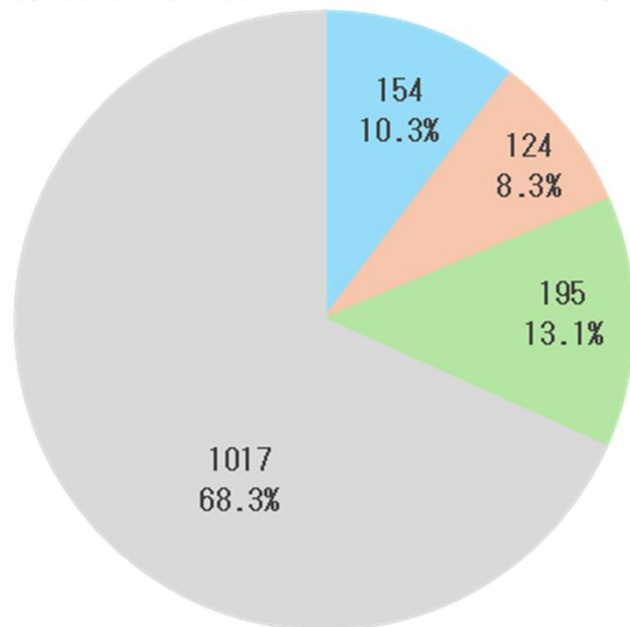
※公共の災害用井戸のみ使用、民間所有の災害用井戸のみ使用、公共の災害用井戸と民間所有の災害用井戸の併用の全てを含む

○そのうち、井戸の用途は「生活用のみに使用」が約79%であった。

■ 災害用井戸の有無

<全体>回答数 1,490

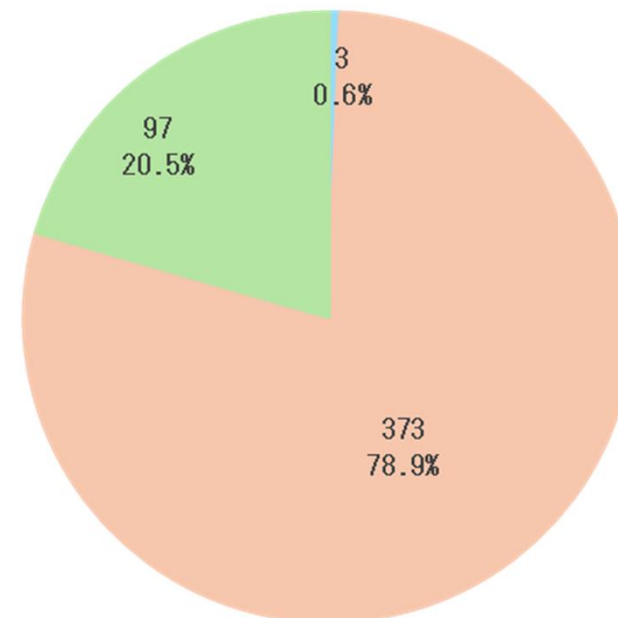
災害用井戸の有無	回答数	割合
公共の災害用井戸・民間所有の災害用井戸 両方が有り	154	10.3%
公共の災害用井戸が有り	124	8.3%
民間所有の災害用井戸が有り	195	13.1%
災害用井戸が無い	1,017	68.3%



■ 災害用井戸の用途

<災害用井戸が有る自治体>回答数 473

災害用井戸の用途	回答数	割合
飲用のみに使用	3	0.6%
生活用のみに使用	373	78.9%
飲用と生活用の両方に使用	97	20.5%

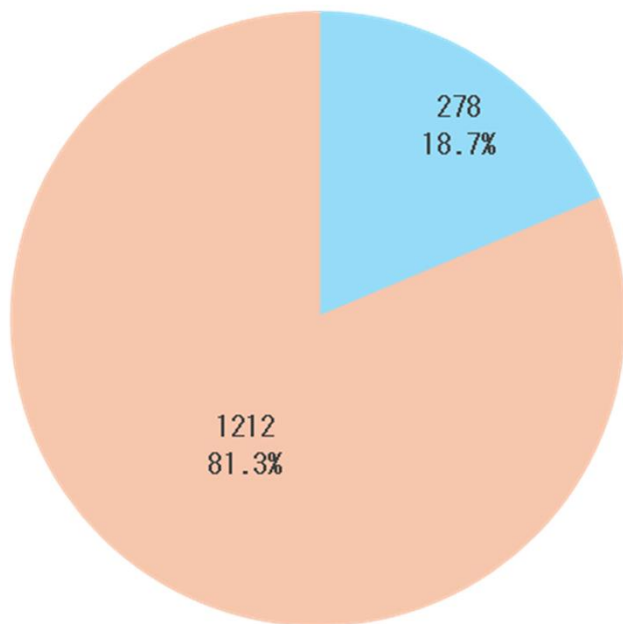


○公共の災害用井戸を所有している市区町村は、全体の約19%であった。
○そのうち、井戸の用途は「生活用のみに使用」が約85%であった。

■ 公共の災害用井戸の有無

<全体>回答数 1,490

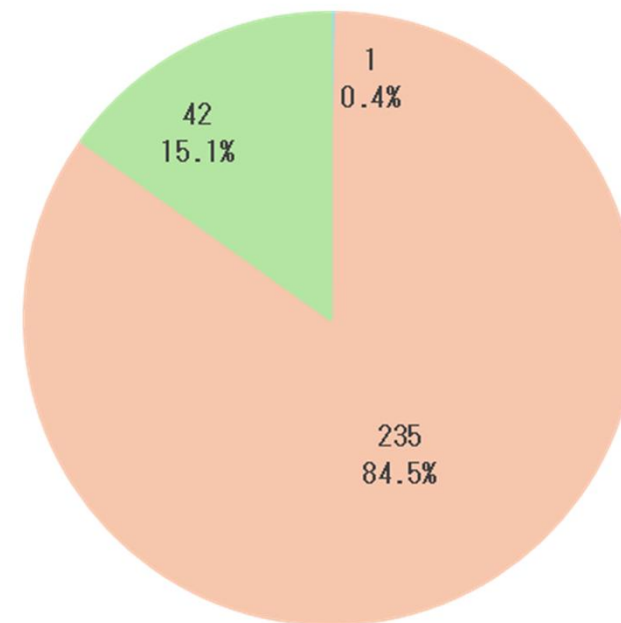
- 公共の災害用井戸が有り 278 (18.7%)
- 公共の災害用井戸が無し 1,212 (81.3%)



■ 公共の災害用井戸の用途

<公共の災害用井戸が有る自治体>回答数 278

- 飲用のみに使用 1 (0.4%)
- 生活用のみに使用 235 (84.5%)
- 飲用と生活用の両方に使用 42 (15.1%)

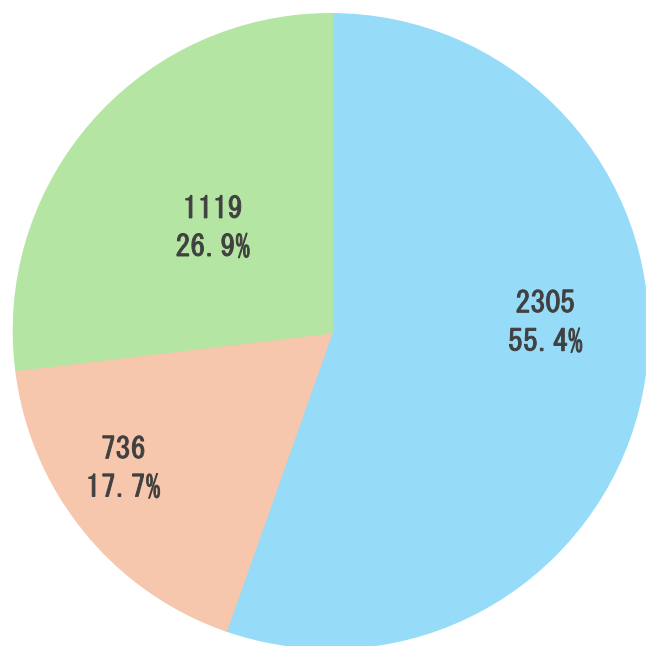


○公共の災害用井戸の設置場所別の井戸数は、「避難所」が全体(複数回答)の約55%であった。
○公共の災害用井戸の揚水手段別の井戸数は、「電動ポンプ」が全体の約51%であった。

■ 公共の災害用井戸の設置場所

<公共の井戸>回答数 4,160
(複数回答可)

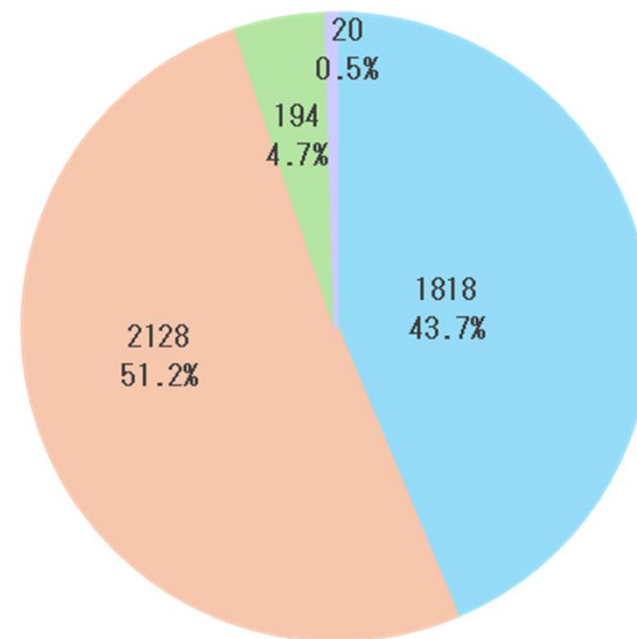
■ 避難所	2,305 (55.4%)
■ 公園	736 (17.7%)
■ その他	1,119 (26.9%)



■ 公共の災害用井戸の揚水手段

<公共の井戸>回答数 4,160
(複数回答可)

■ 手押しポンプ	1,818 (43.7%)
■ 電動ポンプ	2,128 (51.2%)
■ 手押しポンプと電動ポンプのハイブリッド	194 (4.7%)
■ 自噴井	20 (0.5%)



※ 1つの自治体で設置場所の異なる複数の公共の災害用井戸がある場合がある

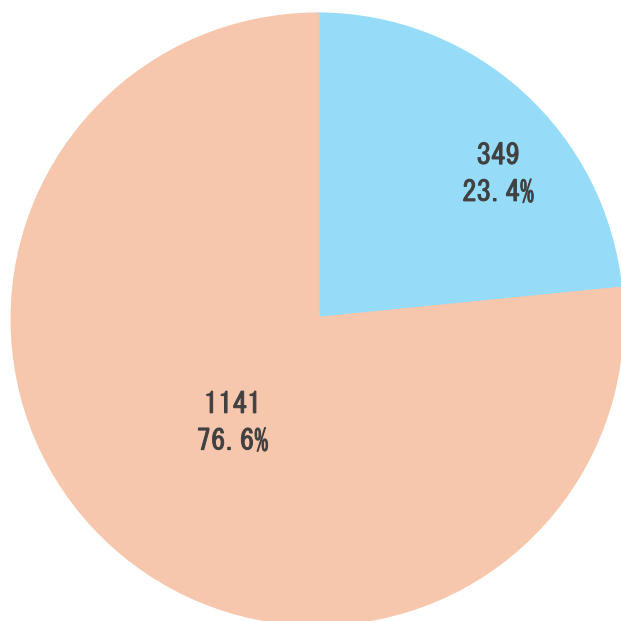
※ 1つの自治体で揚水手段の異なる複数の公共の災害用井戸がある場合がある

○民間所有の災害用井戸がある市区町村は、全体の約23%であった。
○そのうち、井戸の用途は「生活用のみに使用」が約67%であった。

■ 民間所有の災害用井戸の有無

<全体>回答数 1,490

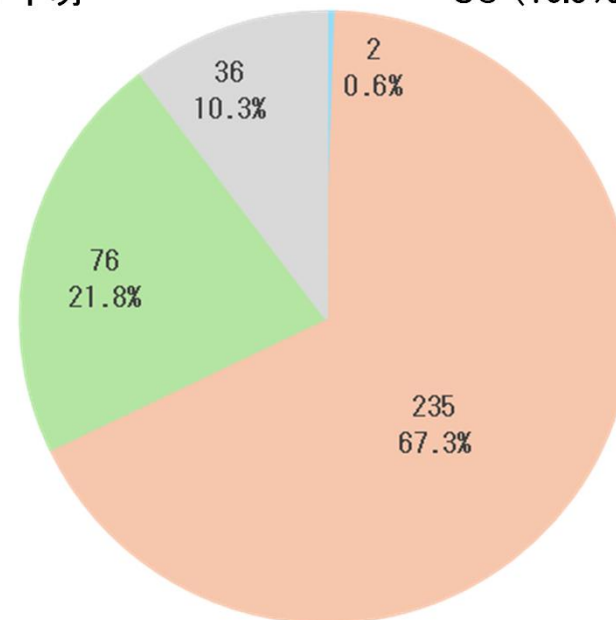
- 民間所有の災害用井戸が有る 349 (23.4%)
- 民間所有の災害用井戸が無し 1,141 (76.6%)



■ 民間所有の災害用井戸の用途

<民間所有の災害用井戸が有る自治体>回答数 349

- 飲用のみに使用 2 (0.6%)
- 生活用のみに使用 235 (67.3%)
- 飲用と生活用の両方に使用 76 (21.8%)
- 不明 36 (10.3%)

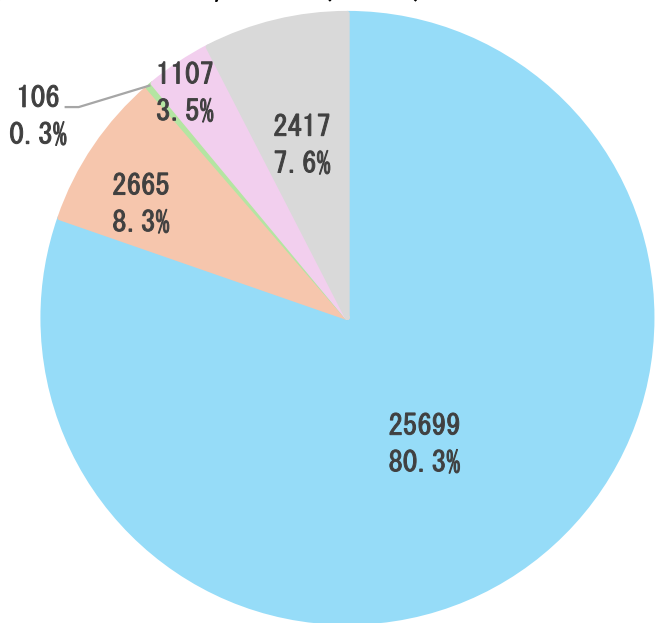


○民間所有の災害用井戸の所有者別の井戸数は、「個人」が全体(複数回答)の約80%であった。
 ○民間所有の災害用井戸の揚水手段別の井戸数は、「電動ポンプ」が全体の約55%であった。

■ 民間所有の災害用井戸の所有者

<民間所有の井戸>回答数 31,994
 (複数回答可)

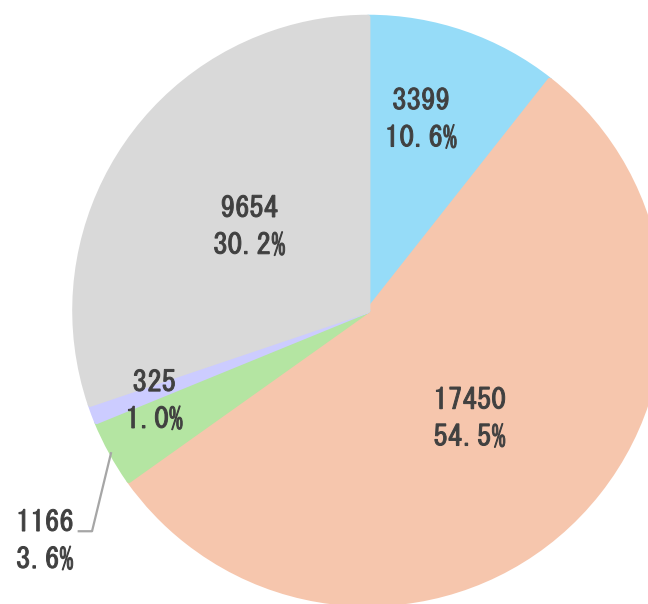
個人	25,699 (80.3%)
企業	2,665 (8.3%)
病院	106 (0.3%)
その他	1,107 (3.5%)
不明	2,417 (7.6%)



■ 民間所有の災害用井戸の揚水手段

<民間所有の井戸>回答数 31,994
 (複数回答可)

手押しポンプ	3,399 (10.6%)
電動ポンプ	17,450 (54.5%)
手押しポンプと電動ポンプのハイブリッド	1,166 (3.6%)
自噴井	325 (1.0%)
不明	9,654 (30.2%)



※ 1つの自治体で設置場所の異なる複数の民間所有の災害用井戸がある場合がある

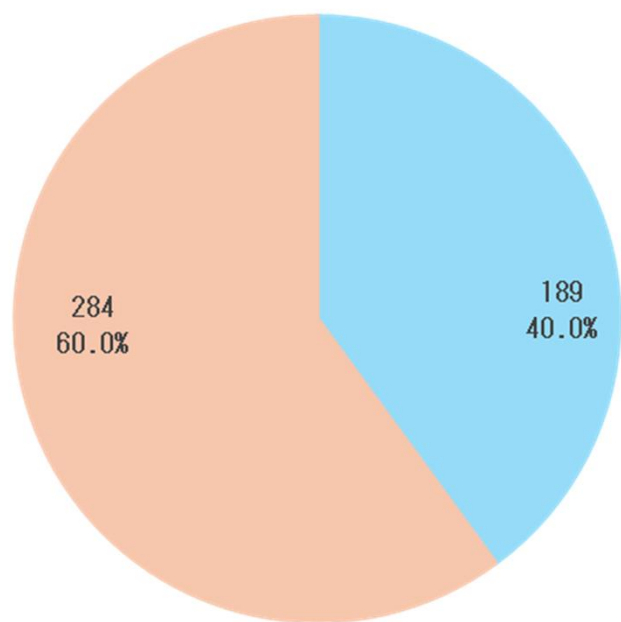
※ 1つの自治体で揚水手段の異なる複数の民間所有の災害用井戸がある場合がある

○災害用井戸が有る自治体のうち、「水質検査を実施している」市区町村は、約40%であった。

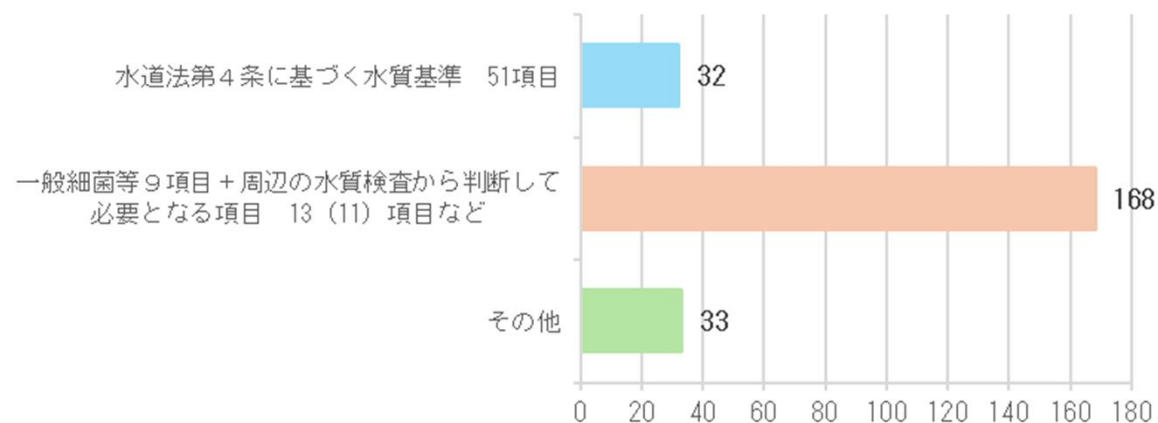
■ 災害用井戸における水質検査の実施

＜災害用井戸が有る自治体＞回答数 473

- 水質検査を実施している 189 (40.0%)
- 水質検査を実施していない 284 (60.0%)



水質検査の実施内容（複数回答可）



その他の主な実施内容

- ・臭気、濁度
- ・pH値、臭気、色度、濁度
- ・pH値、臭気、色度、濁度、一般細菌、大腸菌

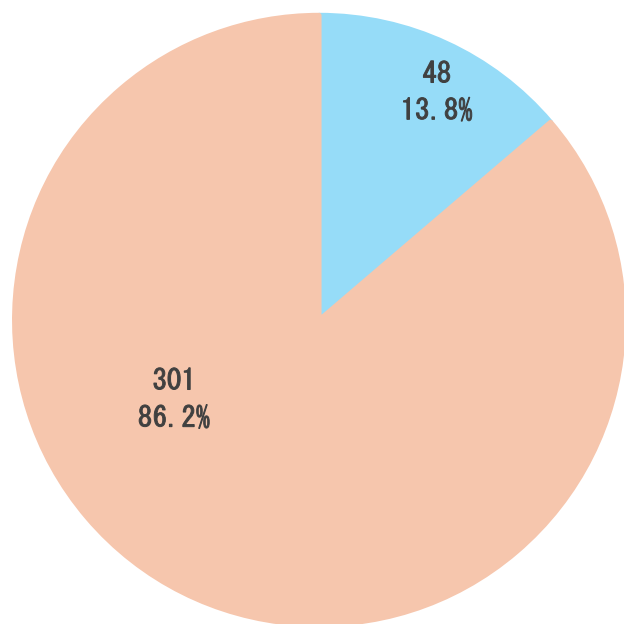
※ 1つの自治体で水質検査の実施内容の異なる複数の災害用井戸がある場合がある

○民間所有の災害用井戸に対する独自の補助制度を有している市区町村は、約14%であった。
○主な補助対象は、井戸本体・ポンプ等修理費用、初期設置費用であった。

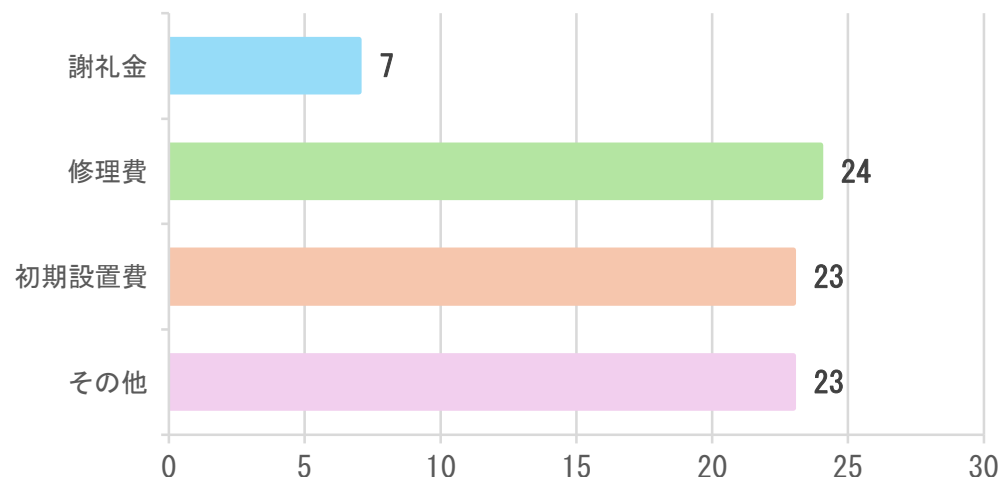
■ 民間所有の災害用井戸に対する補助制度

＜民間所有の災害用井戸が有る自治体＞回答数 349

- 補助制度がある 48 (13.8%)
- 補助制度がない 301 (86.2%)



補助制度の内容（複数回答可能）



その他の主な内容

- ・水質検査費用
- ・手動及び電動ポンプ購入費用
- ・ポンプ使用に係る電気料金

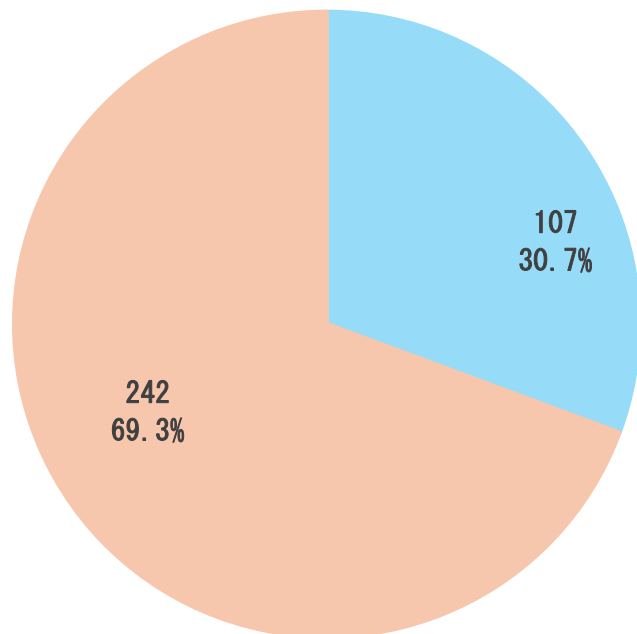
※ 1つの自治体で複数の内容の補助制度がある場合がある

○民間所有の災害用井戸の利用規則を定めている市区町村は、約31%であった。

■ 民間所有の災害用井戸に対する利用規則

<民間所有の災害用井戸が有る自治体>回答数 349

- 利用規則を定めている 107 (30.7%)
- 利用規則を定めていない 242 (69.3%)



主な利用規則の内容

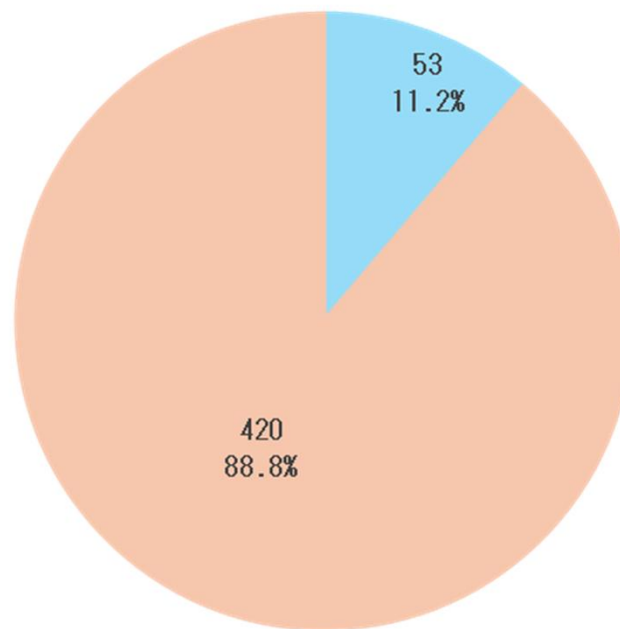
- 災害用井戸の利用は、災害時に限られ、利用時間は日中とすること。
- 生活用水(トイレ、掃除等)のみの利用とし、飲用水として使用しないこと。
- 災害用井戸の提供を受けるための容器は、利用者が用意すること。
- 災害用井戸の所有者から利用上の指示を受けた場合は従うこと。
- 井戸水、湧水の多量利用、占有を行わないこと。
- 災害用井戸の利用に係るもの以外の所有者の敷地への立ち入りを禁止すること。
- 災害用井戸の利用は、自己責任とし、何らかの被害を受けても、市及び所有者はその責めを負わないこと。

○災害用井戸が有る自治体のうち、災害用井戸（代表箇所等）の使用訓練を行っている市区町村は、約11%であった。

■ 災害用井戸の使用訓練の実施

＜災害用井戸が有る自治体＞回答数 473

- 訓練を実施している 53 (11.2%)
- 訓練を実施していない 420 (88.8%)

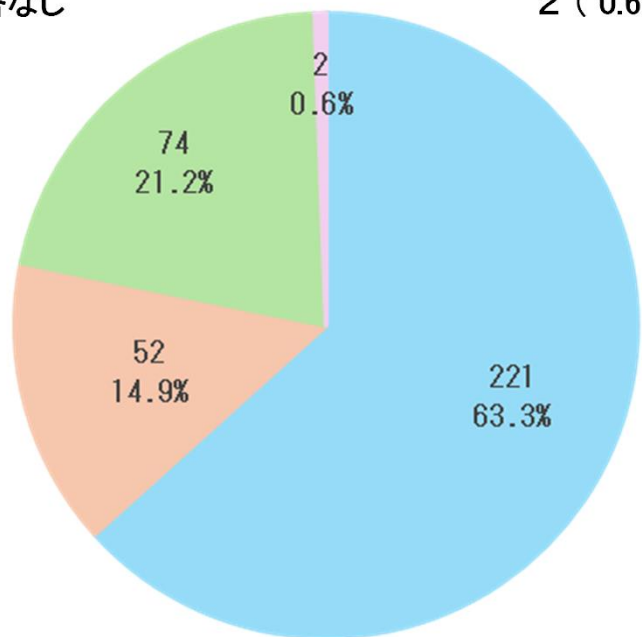


○民間所有の災害用井戸に関する情報を公開している市区町村は、約63%であった。

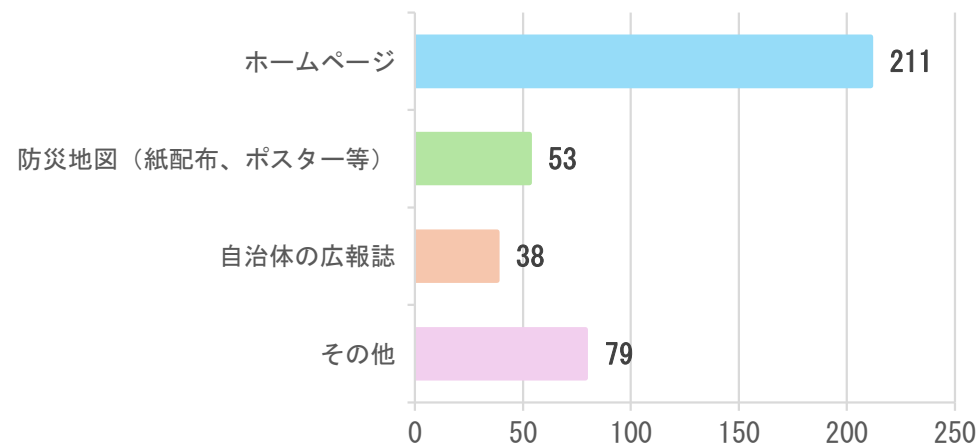
■ 民間所有の災害用井戸に関する情報公開

＜民間所有の災害用井戸が有る自治体＞回答数 349

公開している	221 (63.3%)
非公開	52 (14.9%)
原則非公開 (問合せがあった際に開示等)	74 (21.2%)
回答なし	2 (0.6%)



情報公開の手段（複数回答可）



その他の主な情報公開手段

- ・都道府県がHPで公開
- ・地域防災計画に記載
- ・自治会長、自主防災組織への情報共有
- ・現地への看板設置

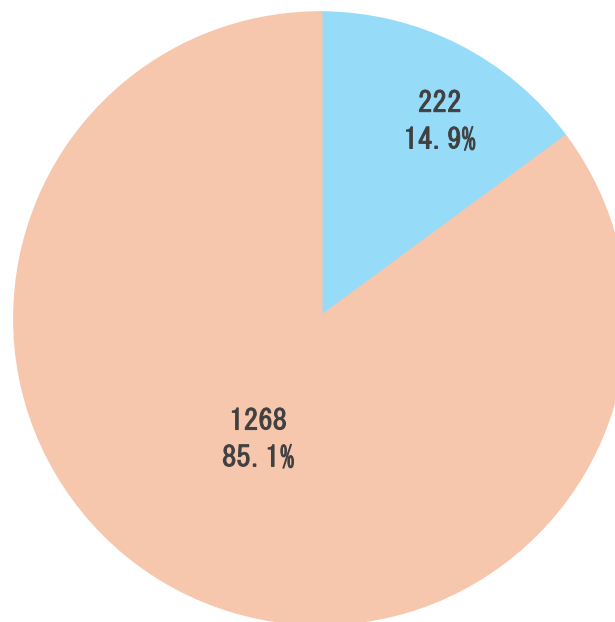
※ 1つの自治体で複数の情報公開の手段がある場合がある

○災害用井戸以外の井戸数を把握している市区町村は、約15%であった。

■ 災害用井戸以外の井戸数の把握状況

<全体>回答数 1,490

- 把握している 222 (14.9%)
- 把握していない 1,268 (85.1%)

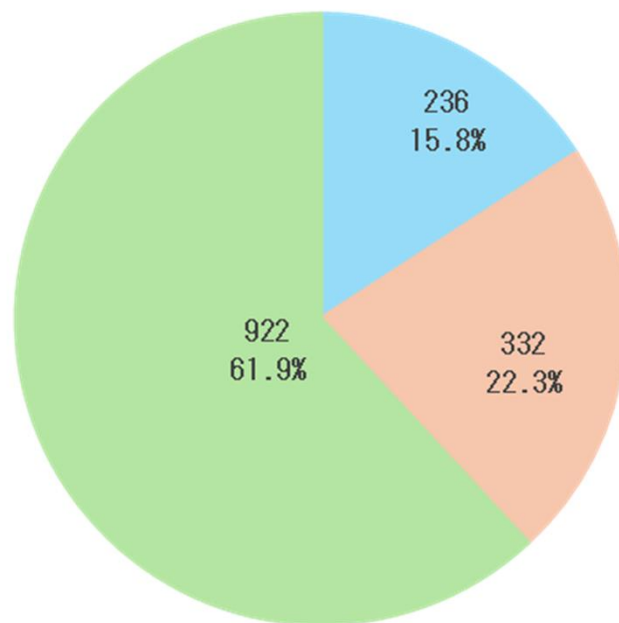


- 地域防災計画で災害時の井戸活用について記載している市区町村は、全体の約38%であった。
- 地域防災計画で災害時の井戸活用を具体的に想定している市区町村は、全体の約16%であった。

■ 地域防災計画における災害用井戸の記載

<全体>回答数 1,490

■ 地域防災計画に記載があり災害時の井戸活用を想定済み	236 (15.8%)
■ 地域防災計画に記載はあるが具体的な取組がなし	332 (22.3%)
■ 地域防災計画に記載なし	922 (61.9%)



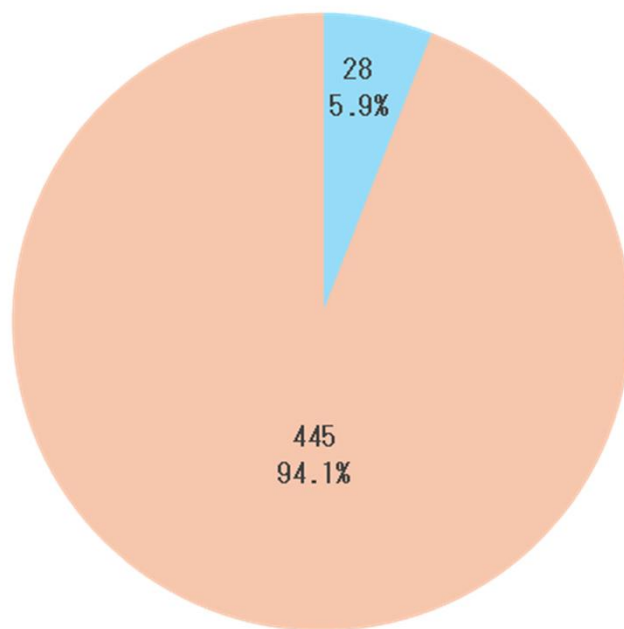
○災害用井戸が有る自治体のうち、災害用井戸を活用した実績がある市区町村は、約6%であった。

■ 災害時における災害用井戸の活用実績

<災害用井戸が有る自治体>回答数 473

■ 災害用井戸の活用実績がある 28 (5.9%)

■ 災害用井戸の活用実績がない 445 (94.1%)

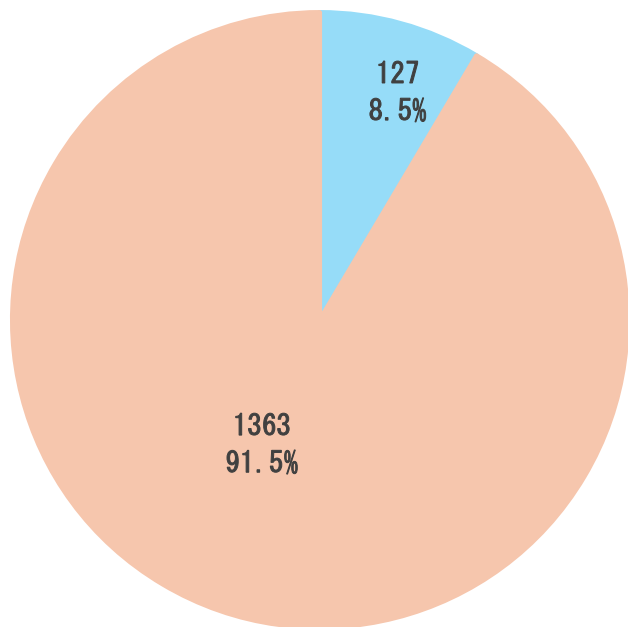


○災害時に湧水(自噴井戸は除く)の活用を想定している市区町村は、全体の約9%であった。
○災害時に湧水を活用した実績がある市区町村は、全体の約2%であった。

■ 災害時における湧水の活用の想定

<全体>回答数 1,490

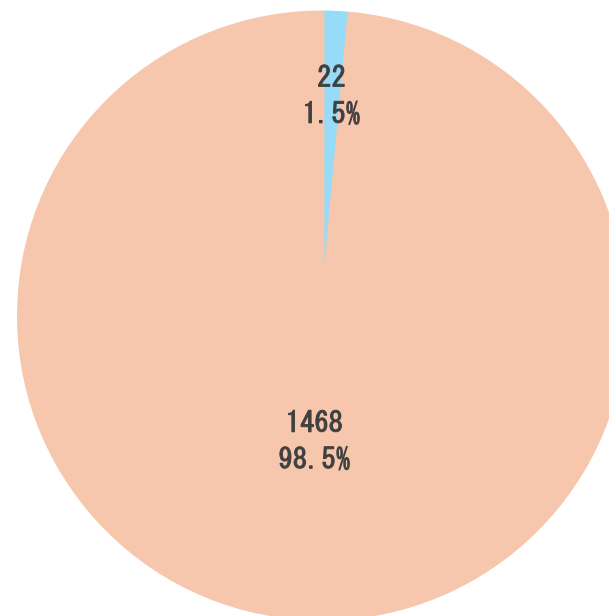
- 災害時に湧水の活用を想定している 127 (8.5%)
- 災害時に湧水の活用を想定していない 1,363 (91.5%)



■ 災害時における湧水の活用の実績

<全体>回答数 1,490

- 災害時の活用実績がある 22 (1.5%)
- 災害時の活用実績がない 1,468 (98.5%)

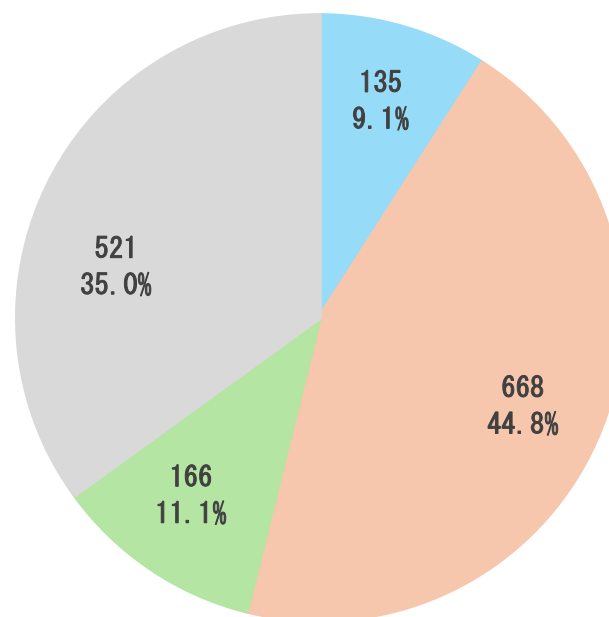


○災害時における地下水等活用の必要性を感じている市区町村は、全体の約54%であった。
○そのうち、必要性を「非常に」感じている市区町村は、全体の約9%であった。

■ 災害時における地下水等活用の必要性

<全体>回答数 1,490

非常に感じている	135 (9.1%)
感じている	668 (44.8%)
感じていない	166 (11.1%)
わからない	521 (35.0%)



○意見・提案

- 災害用井戸制度の導入手順や事例を示すガイドラインの策定
- 災害用井戸の新設、修繕、維持管理、水質検査等に関する予算措置・補助制度の充実

- 基礎自治体が独自で災害用井戸の制度設計を行うことは困難であるため、制度導入の手順、先進事例等を示したガイドラインを策定して欲しい。
- 民間所有の井戸を災害用井戸として活用する計画、補助制度の検討を行っているため参考事例を知りたい。
- 井戸は、住民個人が整備するものであることから、住民への補助等の支援があれば制度を導入しやすい。
- 自治体が災害用井戸を指定するためには、安全性の確保が必要であり、井戸の維持管理の補助制度が必要である。

○課題

- 井戸水を提供する上での水質の安全確保
- 住民が所有する災害用井戸の位置の公開方法(個人情報)の公開
- 持続的な災害用井戸制度の構築

- 地震発生直後、水質検査も困難な状況の中で、水質の安全をどのように確保し、住民に提供するかが課題である。
- 住民所有の防災用井戸は、協力者のプライバシーを保護した上での周知方法が課題である。
- 災害用井戸の制度を導入したが、協力者が伸び悩んでおり、普及・啓発のためのノウハウ・人員も不足している。